



NPO 法人

首都東京みなと創り研究会

東京都練馬区西大泉3丁目13番44号

理事長 小倉健男

<http://tokyo-port.news.coocan.jp/>

国直轄事業負担金制度の見直しと東京港をめぐる課題について勉強会開催

国直轄事業負担金制度の見直しと東京港をめぐる課題」をテーマとし、自治体国際化協会理事で元港湾局長の成田浩さんを囲み勉強会を開催しました。

当日は下記のレジュメに基づき、NPOのメンバー約20名が参加し活発に、勉強意見交換しました。

- ・日時 平成23年11月21日
- ・場所 東京港福利厚生協会 芝浦会議室

国直轄事業負担金制度の見直しと東京港をめぐる課題

1、津守先生の講演会

- ・港湾法改正の巧妙な手口と国益よりも局益重視の国姿勢
- ・国交省港湾局のやるべき事は、国営港でなく国策港にむけての政策の立案

1、国直轄事業負担金制度の問題点とその見直し

- ・自治体の長年にわたる粘り強い取り組みにより維持管理費の負担金は廃止
- ・建設負担金に対する事前協議の実施とその法制化が次の課題
- ・補助事業で実施するという姿勢の大切さ

1、国直轄事業の縮小とそのための受け皿づくり

- ・直轄事業そのものの縮小が図られるべき
- ・受け皿としての関西広域連合や九州広域行政機構などの取り組みの延長線上には道州制がある



1、「物流も韓流」

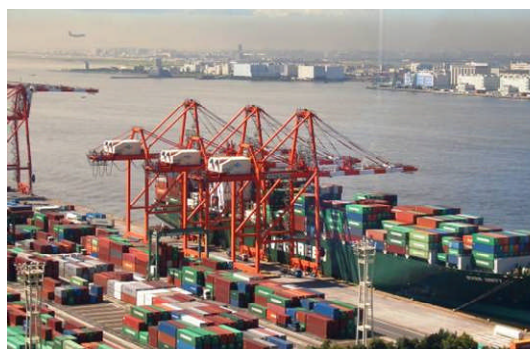
- ・韓国の釜山港の国を挙げた総合的な取り組みから何を学ぶか

1、-18m岸壁を作れば大型コンテナ船がやってくるか

- ・世界の物流を実証的に分析した渡辺教授の問題提起
- ・戦艦「大和」の失敗は許されない

1、ハブという言葉に振り回されず、メインポートの役割をどう死守するか

- ・羽田空港のハブ空港化は、着々と進んでいるが、空港と港湾は同一視出来ない
- ・そのために港湾局を先頭に都を上げてどう取り組むか
- ・3港連携の取り組みも冷静に見直すことも必要かも



「港湾施設とエネルギー」についての勉強会

環境部会では、一昨年から温暖化対策に関連して、東京港での各種の取り組みについて、資料収集と部員による意見交換を進めてきました。

震災発生後、原子力発電所が壊滅的な被害をうけたことから、計画停電、夏の節電、原発の是非、自然エネルギーの活用など、電気に係る話題が大きくなり、それは現在も続いています。

このような中、平成23年11月25日、東京港埠頭株式会社技術部の齊藤徹氏を講師に迎えて、「港湾施設とエネルギー」と題して勉強会を開催しました。

当日は、約10名の参加をえて、講師の話と質疑応答で活発な勉強会となりました。

テーマは、下記のとおりです。

- ・直流と交流、各々の仕組みと特徴
- ・送電と受電の方法と留意点
- ・風力、太陽光発電による電気の活用方法
- ・ふ頭の電気使用量と削減対策

(城南島海浜公園内の太陽光発電設備)



駐車場に設置



ハイブリッド型照明（太陽光と風力）

勉強会での講師の話の一部を以下に紹介します。

○ 直流と交流

直流は蓄電出来るが交流は、そのままでは蓄電出来ない。交流は変圧が簡単、直流の変圧は複雑で難しい。

○ふ頭の電気使用量（契約電力23年度、年間使用量22年度）

・大井コンテナふ頭 契約電力8,940KW、年間使用量約4,100万kwh

電気使用量の内訳のリーファー約60%、クレーン（コンテナ、トランスファー）約20%、建物約15%、照明約5%

・青海コンテナふ頭 契約電力6,000KW、年間使用量約2,410万kwh

・品川ふ頭 契約電力1,445KW、年間使用量約500万kwh

○ 臨海部での主な太陽光発電の例

・大井コンテナふ頭 535KW

MOL（ゲートハウス）200KW、NYK（ゲートハウス）135KW（立体格納庫）200KW
年間発電量は、大井コンテナふ頭年間使用量の約1.2%に相当

・品川ふ頭 200KW

品川上屋の屋上、I期・II期合計200KW
年間発電量は、品川ふ頭年間使用量の約3.6%に相当

・その他臨海部には、辰巳上屋(130KW)、東京ゲートブリッジ(210KW)等の太陽光発電があり、城南島海浜公園には駐車場(30KW)とハイブリッド型照明(太陽光+風力)がある。

○勉強会の日時と場所

日時 平成23年11月25日

場所 千代田区泉橋区民館会議室

(品川ふ頭の太陽光発電設備)



上屋の屋上に設置

港湾工事イメージアップ事業への協力

東京ゲートブリッジ開通フェスティバル

東京ゲートブリッジ完成記念スポーツフェスタ中心会場にブースを設け、東京港整備をアピールするという事で説明要員としてお手伝いさせて頂いた。

天候に恵まれ、朝9時過ぎから4時半過ぎまでブース前は人が途絶えることなく、「ランニング・サイクリング目的の人達が興味を持ってくれるだろうか」との心配は全く杞憂にすぎなかった。ブリッジの自転車通行や歩道の通り抜けが出来ないのかとの問いがかなりあったが、多くの方が埋立地整備の変遷に感心の声を上げ、なかには港湾施設の管理まで詳しく質問する人も。また、臨海トンネルや第二航路海底トンネルの存在が案外知られていないなど、東京港アピールの必要を改めて認識した一日でした。(盛野)

↓協力したNPOのメンバー



↓見学者に説明している状況



(写真：若築建設㈱提供)

品川ふ頭岸壁改良整備工事

品川ふ頭の港湾工事のイメージアップ事業の一環として、2月18日「みなに住む町を海から見てみよう」と題して、品川ふ頭の港湾工事現場・ふ頭の上屋及び船による東京港内施設見学を実施しました。当日は、品川ふ頭の周辺に立地しているマンション、団地等を対象に募集し、応募した一般都民約60名が参加しました。北風の強いとても寒い日でしたが、前日の雨も上がり見晴らしの良い天候でした。陸上説明の後に船に乗り、ゲートブリッジや大井コンテナふ頭等を見学しながら東京港を一周しました。ゲートブリッジやガントリークレーン、コンテナ船の大きさに皆さん感心していました。

参加した都民は一律に東京港をよりよく理解してくれNPOとしても、今後とも積極的に活動したいと思います。(大野)



品川ふ頭での説明の状況（↑外と↓テント内で説明）



(写真：㈱不動テトラ提供)

NPO法人の留意点と活動について

日本の年齢別人口分布は、世界に例をみないほど高齢化にシフトしており、現役を引退した高齢者にとって新たな生きがいを求める声も多い。このような状況のもとで、何らかの社会貢献に寄与すべきとの思いから、趣旨に賛同した同志と具体的内容を検討した結果、廃棄物関係のNPO法人を設立することとした。廃棄物関係としたのは、関連施設が日常生活に必須の施設にも関わらず、環境悪化を理由とした周辺住民の反対が付きものとなっている。また、自治体の首長が、廃棄物関係事業は選挙の「票」につながらないと云うことから十分力を入れず、事業の円滑な運営が望めない例が多いからである。

当法人は、廃棄物に関する自治体・民間廃棄物事業者への提言、助言や技術的援助及び住民同意に向けた支援などを主目的に平成17年末に設立した。

設立当初は、資金確保の問題から事務所の所在地を個人の住宅に置いた。事業活動に支障があるとの会員の意見から、賃料の比較的安価な台東区稲荷町に移した。

設立から6年が過ぎたが、日本のNPO法人は運営経費問題が大きいと思われる例外でなく、当法人も事務所賃料等の支払が事業活動の大きな重荷になっている。仄聞するところでは、アメリカの多くの自治体においては、税収入の何%かは、NPO法人に事業経費として補助しているとのことであり、未確認だが、日本においても千葉県市川市が実施しているとのことであるが、当法人では、経費確保のために、会員は事業活動に努力する利点があると旨を自負して運営を展開しているところである。

NPO法人の事業活動内容によって多少異なると思うが、下記の留意点が挙げられる。

- ① NPO法人は、適切な事業を受注して活動資金を確保すること。
- ② 会員各位が、自治体や民間会社の動向を常に配慮すること。
- ③ 関連団体から事業の受注機会が無くても、常に協力出来ることは積極的に行うこと。

④ 会員の有している知識・技術は、事業活動の中で伸ばすこと。

⑤ 会員が保持する住民折衝経験、法令の知識、技術等を引き出すことに留意し、事業活動に意欲を持ってもらうこと。

⑥ 住民や事業主に対しては、誠心誠意対応してNPO法人の特異性を強調する努力をすること。

⑦ 受注した事業に要する費用は、実費を基本とするが、最低の労力費は確保すること。

⑧ 事業終了後も、例えば処分場に何を捨てられるか判らないという地元住民が心配する点等があることから、施設の整備後もアフターサービスを十分実施すること。

次に、当法人の最近の事業活動の例を紹介する。

- ① 豪雪地の最終処分場の建設に技術援助したが、完成後、適切な管理運営がなされなくて、浸出水の処理が困難となっている状況を聞き及び、管理運営要綱を無償で作成した。
- ② 最終処分場建設事業について、事業主と共に地元仲介人等と住民折衝を10数回行い、住民同意が得られる状況に進展した。ところが、用地買収の直前になり、事業主が取引銀行から融資を断られ事業を断念することとなった。当法人は、事業主に対して、建設中止に至るまでの実施事業計画策定費及び実費を基本とした必要経費を詳細に積算して請求し、請求した通りの金額を受領した。当法人が利益を上げない団体であるとの認識を得たためだと自賛している。

末筆になるが、NPO法人といえども、会員には実費と多少の費用支払が必要であり、これ無くしては、会員の士気高揚も事業の長期継続も望めないと考えている。事業が軌道にのれば当然支払うこととしているが、当法人は、まだまだ時間を要する状況下にある。

以上、他のNPO法人に当てはまるか否か判断できないが、参考になれば幸いである。

* (NPO法人廃棄物フォーラム理事)



事務局

事務局長 大野皓一郎 090-6018-1013
事務局 清水武雄 090-3427-0370